

流山市農業委員会  
平成29年第11回  
総会議事録

平成29年10月27日招集

流山市農業委員会

流山市農業委員会平成29年第11回総会議事録

- 1 期 日 平成29年10月27日(金)
- 2 場 所 流山市役所302会議室
- 3 議長名 水代 啓司
- 4 署名委員 5番 染谷 一嘉  
8番 岡田 長政
- 5 出席委員・推進委員(委員11名/推進委員4名)
- |            |            |
|------------|------------|
| 1番 鈴木 亨    | 2番 金子 孝博   |
| 3番 中嶋 清    | 4番 小菅 康男   |
| 5番 染谷 一嘉   | 6番 石井 保    |
| 7番 吉田 達弘   | 8番 岡田 長政   |
| 10番 小嶋 悦子  | 11番 小倉 節子  |
| 12番 水代 啓司  |            |
| 推進委員 秋元 正  | 推進委員 酒巻 孝美 |
| 推進委員 小林 常男 | 推進委員 増田 正美 |
- 6 欠席委員・推進委員(委員1名/推進委員0名)
- 9番 山崎 日出男
- 7 書記名 副主査 斉藤 恒夫
- 8 事務局 事務局長 亀山 隆弘  
事務局次長 秋元 学  
事務局次長補佐 田村 敏一  
主事 中里 友希

9 会議目次

- (1) 議案第48号 農地法第5条の規定による許可申請について(県許可)(恒久転用)..... 6  
(継続審査)
- (2) 議案第56号 農地法第3条の規定による許可申請について..... 1
- (3) 議案第57号 農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)..... 3
- (4) 議案第58号 農用地利用集積計画の決定について..... 7
- (5) 議案第59号 流山市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針について..... 8
- (6) 報告第25号 専決処理の報告について..... 10

開会 午後3時39分

水代議長 それでは、ただ今から平成29年第11回流山市農業委員会総会を開会いたします。

ただいまのところ出席委員は12名中11名で定足数に達しておりますので、会議は成立していることをご報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員より4名出席していることを、ご報告いたします。

なお、9番、山崎委員から欠席の旨届出がありましたので、ご報告いたします。

次に、本日の総会の議事録署名委員の指名を行います。

流山市農業委員会会議規則第14条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

水代議長 異議なしと認めます。

5番、染谷委員、8番、岡田委員を指名いたします。

次に、会議書記の指名を行います。本日の会議の書記として、斉藤副主査を任命いたします。

次に、本日の総会の議案につきまして、事務局より説明をお願いします。

秋元次長。

秋元次長 お手元に配布させていただきました議案書を2枚めくっていただき、この議案書の「会議目次」をご覧くださいと思います。

本日、ご審議いただく案件につきましては、議案第48号「農地法第5条の規定による許可申請について(県許可)(恒久転用)」及び議案第56号「農地法第3条の規定による許可申請について」から議案第59号「流山市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針について」の5議案について、ご審議いただきたいと思います。

また、報告事項といたしましては、報告第25号「専決処理の報告について」ご報告させていただきたいと思います。

説明は、以上です。よろしくお申し上げます。

水代議長 ただいまの説明について、何かご質問ございますか。

(なしの声あり)

水代議長 なしと認めます。これより議事に入ります。

水代議長 議案第56号農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。議案の説明を求めます。秋元次長。

秋元次長 議案書の2ページをお開きください。

議案第56号

農地法第3条の規定による許可申請について

次のとおり、許可申請があったので審議を求めます。

平成29年10月27日提出

本案につきましては、農地を耕作目的で取得するため、許可申請がなされたものがあります。

申請がありました権利者につきましては、流山市大字平方にお住いの方で、職業は農業です。

申請がありました土地は、流山市西深井の田1筆で、面積は1,176平方メートルです。

次に申請事由ですが、農業経営規模の拡大のため、申請地を買い受けたいというものであります。

この申請地の議案案内図につきましては、1ページにありますので、併せてご参照いただきたいと思います。

今月の農地法第3条の許可申請は、以上の1件です。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

水代議長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

小嶋副委員長。

小嶋副委員長 本日、委員長が急病により欠席のため、私が代わりましてご報告いたします。

はじめに、今月は、農業委員改選後、初めての小委員会であることから、本日も報告いたします各議案の審議にあたっては、それぞれの手続きの意義や審査基準等について、一つ一つ確認を行いながら、慎重に審議いたしましたことを報告させていただきます。

議案第56号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご報告いたします。

今月の案件は1件であります。

本案については、現地調査及び権利者からのヒアリングを行い審議いたしました。

申請地につきまして、前方の地図でご説明いたします。申請地は、東武線運河駅の南西約1.8キロメートルに位置している新川耕地内の田1筆で、面積は1,176平方メートルであります。

また、申請理由につきましては、経営規模拡大のため、売買により所有権を取得するものです。

売買価格については、全体で550万円とのことでした。

申請地の田は、投影している写真のとおり、草刈済みの状態でした。

次に、権利者の営農状況でございますが、権利者の耕作面積は約1ヘクタールで、農業従事者は2名です。今後、申請地を含め引き続き耕作を続けていきたいということでございます。

以上のことを基に審議いたしましたところ、本案については、労働力の確保及び農業の効率的利用の確保が図れること。また、農地取得下限面積を超えていることなどが確認できており、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、全会一致をもって、許可相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

水代議長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

水代議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第56号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。

よって議案第56号については、原案のとおり許可することに決定しました。

ありがとうございます。

水代議長 次に、議案第57号「農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)」について、議題といたします。

議案の説明を求めます。秋元次長。

秋元次長 議案書の3ページをご覧ください。

議案第57号

農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)

次のとおり、許可申請があったので審議を求めます。

平成29年10月27日提出

本案につきましては、都市計画法の市街化調整区域内の農地を売買等により取得し、農地転用を行うため、許可申請がなされたものであります。

申請がありました議案の1番と2番につきましては、関連がありますので、一括して説明します。

議案の1番と2番の権利者につきましては、松戸市小金原にお住まいの方であります。

申請がありました土地は、流山市西深井の畑3筆で、転用面積は273平方メートルです。

転用目的につきましては、現在集合住宅にお住まいであり、将来のことを見据え自宅を持ちたいことから、専用住宅の建築の申請があったもので、この申請地の議案案内図と計画図につきましては、2ページと3ページにありますので、併せてご参照いただきたいと思います。

続きまして、申請がありました議案の3番から次ページの議案の5番につきましては、関連がありますので、一括して説明いたします。

議案の3番から5番の権利者につきましては、流山市東初石に住所を有する法人です。

申請がありました土地は、流山市野々下2丁目の現況畑3筆で、転用面積は2,479平方メートルです。

転用目的につきましては、現在使用の資材置場を返還することになったため、代替地として資材置場の申請があったもので、この申請地の議案案内図と計画図につきましては、4ページと5ページにございますので、併せてご参照いただきたいと思います。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

水代議長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

小嶋副委員長。

小嶋副委員長 議案第57号「農地法第5条の規定による許可申請について」ご報告いたします。

今月の案件は、恒久転用によるものが5件であります。

本案についても、現地調査と権利者及びその関係者からのヒアリングを行い、審議いたしました。

はじめに、1番についてですが、次の2番と関連がありますので、一括でご報告いたします。

申請地につきましては、前方の地図でご説明いたします。申請地は、東武線運河駅の南西約1キロメートルに位置し、周辺は小規模な畑と住宅等が混在している地域で、近くには病院やお寺等がございます。そのため、『農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地』として、第2種農地と判断いたしました。

移転の原因は、1番は使用貸借、2番は売買でございまして、転用目的は専用住宅を建設しようとするものでございます。

権利者は、松戸市小金原にお住まいの方で、年齢は46歳です。

申請理由については、申請者は現在、集合住宅住まいであり、将来のことを見据えて自宅を持ちたいため、申請がなされたものです。

次に、前方の土地利用計画図で事業計画の概要についてご説明いたします。木造2階建ての住宅1棟を建築する計画です。土砂等の流出対策については、周囲をコンクリートブロックで区画し流出を防ぐ計画です。また、排水対策については、雨水は浸透枳を設置し、オーバーフロー分は前面道路の側溝へ排水し、汚水及び雑排水は合併浄化槽により処理するとのことでした。

次に、申請地の現況につきましては、写真のとおりで、申請地周辺につきましては、北側は倉庫、西側は住宅が建っており、その他は畑となっています。

次に、資金計画ですが、2番の土地価格は約22万円で、建設費が約3,400万円で、金融機関及び親からの借入金で賄うとのこと、金融機関発行の融資証明書及び親の残高証明書が添付されています。

次に、他法令につきましては、都市計画法が該当し、現在手続き中です。

次に、3番についてですが、以降は最後まで関連がありますので、一括でご報告いたします。

申請地につきまして、前方の地図でご説明いたします。申請地は、東武線豊四季駅の南西約1.2キロメートルに位置し、周辺には特別支援学校及び変電所が所在し

ており、その他駐車場が複数所在しております。そのため、『農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地』として、第2種農地と判断いたしました。

移転の原因は、売買でございます。転用目的は資材置場を整備しようとするものでございます。

権利者は、流山市東初石に本店を置く株式会社で、平成2年に設立されています。

事業内容は、土木工事等で、ここ3年間の年商は3億円前後で推移しているということです。

申請理由については、既存の資材置場を返還することとなったことから、その代替地として申請がなされたものです。

次に、前方の土地利用計画図で事業計画の概要についてご説明いたします。路盤は碎石敷きとする計画です。土砂等の流出対策については、コンクリート擁壁及びブロックで区画し流出を防ぐ計画です。また、排水対策については、雨水は自然浸透とし、汚水及び雑排水は発生しないとのことでした。

次に、申請地の現況につきましては、写真のとおりで、申請地周辺につきましては、北側は畑、東側及び西側は第三者の事業所、南側は特別支援学校となっています。

なお、申請地は周辺と比べ高くなっておりませんが、50センチメートル程度の切土を行うとのことでした。

また、本社との距離があることから、休憩やトイレについて伺ったところ、業務の性質上、資材置場を利用するのは朝夕のみで、日中は現場に出てしまうことから、ここで休憩を行うことは想定していないとのこと、トイレのみ簡易的なものを設ける予定とのことでした。

次に、資金計画ですが、土地価格は約3,800万円で、整備費が約760万円で、全額自己資金で賄うとのこと、金融機関発行の残高証明書が添付されています。

次に、他法令につきましては、「流山市街づくり条例」が該当し、農地転用許可の取得後に手続きを行う予定とのことでした。

なお、申請者へのヒアリングの際には、事業計画どおりに利用し、レイアウト変更などをしないように指導したところであります。

また、学校が近いことから、工事の際の安全対策について伺ったところ、誘導員をつけるとともにカラーコーン等で工事区域が明確になるようにするとの回答でした。

以上、権利者及び申請関係者からのヒアリングや現地調査を基に、農地法第5条の許可基準である「立地基準」や申請目的実現の確実性、周辺農地への影響、資金力、他法令の許可の見込みなどの「一般基準」、また、他法令との協議の進捗状況などの「転用目的別の基準」に基づき審査を行ったところ、本案については許可基準に適合していると認められたため、全会一致をもって許可相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

水代議長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

第7番(吉田委員) 完成時の朝夕の資材置場への車の出入りについてですが、学校が近くであることから、安全対策はどうなっていますか。

小嶋副委員長 工事の際は、誘導員を置く予定と聞いていますが、工事後については、道路を挟んだ特別支援学校側には歩道が整備されており、特に問題はないと考えられます。

第7番(吉田委員) はいわかりました。

水代議長 私から質問ですが、申請地の路盤が、50センチメートル位高いので、切土を予定していますが、切土した土はどうするのですか。

田村次長補佐 土砂搬入についての規制はありますが、切土については特に規制はありません。

水代議長 わかりました。ほかにご質問ございませんか。

(なしの声あり)

水代議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第57号について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。よって議案第57号については、原案のとおり許可することに決定いたしました。ありがとうございました。

水代議長 次に、議案第48号「農地法第5条の規定による許可申請について(県許可)(恒久転用)」を、議題といたします。

議案の説明を求めます。秋元次長。

秋元次長 議案書の1ページをお開きください。

議案第48号

農地法第5条の規定による許可申請について(県許可)(継続審査)

次のとおり、許可申請があったので審議を求めます。

平成29年10月27日提出

本件の申請につきましては、都市計画法の市街化調整区域内の農地を売買で取得し、流通施設用地に農地転用することから、農地法第5条の規定に基づき、許可申請がなされましたが、継続審査となったものであります。

また、当該申請地は、本市が千葉県から権限移譲を受けております20,000平方メートルを超えていることから、県許可となるものであります。

申請がありました当該権利者は、東京都渋谷区に住所を有する法人です。

申請がありました土地は、流山市平方及び中野久木の田畑204筆で、転用面積は139,093平方メートルです。

次に、移転の原因は売買であります。

申請事由ですが、インターネット通販等の成長に伴い、首都圏における大型物流施設の需要が高まっていることから、申請がなされたものであります。



次に、申請地の農地区分についてですが、規模が10ヘクタール以上の農地であることから、第1種農地と判断いたしました。

第1種農地につきましては、原則は、農地転用は許可ができないとされておりますが、今回の申請は流通業務施設に該当し、第1種農地の許可の例外として、許可ができるものであります。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

水代議長 なお、本案については、石井委員に関係する案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、関係委員の退席を願い、審議いたします。

石井委員の退席を求めます。

(石井委員退席)

水代議長 これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

先ほど、全員協議会で審議いたしましたね。

(なしの声あり)

水代議長 質疑なしと認めます。これより採決を行います。

議案第48号について、継続審査とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。よって議案第48号については、継続審査とすることに決定いたしました。ありがとうございました。

石井委員の除斥を解きます。

(石井委員入室)

水代議長 次に、議案第58号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。秋元次長。

秋元次長 議案書の5ページをお開きください。

議案第58号

農用地利用集積計画の決定について

次のとおり、農用地利用集積計画案について審議を求めらる。

平成29年10月27日提出

はじめに、この農用地利用集積制度につきまして、再度、ご説明いたします。

この制度は、農業経営規模拡大を目指す方へ農地確保を推進するため、また、高齢化等により遊休化している農地の有効活用を図るために設けられた制度で、市町村が貸し手と借り手の間に入り、手続きが行われるものであります。

初めに、議案の1番及び2番の権利者は、流山市中にお住いの方で、職業は農業です。

借り受ける農地につきましては、上新宿の畑7筆、合計面積は、6,425平方メートルです。

次に、利用権設定期間につきましては、議案の1番と2番は、新規により6年間、議案書は6ページになりますが、議案の3番は、更新により6年間です。

いずれも、移転の原因は、賃貸借です。本案の議案案内図につきましては、6ページと7ページでございますので、併せてご参照いただきたいと思います。

なお、次ページの7ページに、今年度の農用地利用集積事業の目標面積、今月の実績、先月までの実績等を記載しております。

今月の農用地利用集積は、以上の3件です。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

水代議長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

小嶋副委員長。

小嶋副委員長 議案第58号「農用地利用集積計画の決定について」ご報告いたします。

今月の案件は、新規が2件、更新が1件であります。全て関連がありますので一括してご報告いたします。

本件については、1番及び2番については新たに、3番については相手を変更して6年間の利用権を設定しようとするものであります。

最初に、権利者の職業は農業で年齢は39歳でございます。農業従事者は4名で、農業従事日数は300日であります。

次に、申請地につきましては、写真のとおりで、耕起済みの状態でした。

なお、申請地の1番については、利用状況調査で遊休農地と判断された農地ですが、権利者が農地へ復元し、復元に要した費用は賃料と相殺することでした。

以上のことをもとに審議しましたところ、計画要請の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をいずれも満たしております。

よって、本案につきましては、全会一致をもって、承認相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

水代議長 ありがとうございます。

次に、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

水代議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第58号について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。よって議案第58号については、承認することに決定いたしました。ありがとうございました。

水代議長 次に、議案第59号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針の策定

について」を議題といたします。

議案の朗読を求めます。秋元次長。

秋元次長 議案書の8ページをお開きください。

議案第59号

流山市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針について  
農業委員会等に関する法律第7条第1項の規定により、別紙のとおりとする。

平成29年10月27日提出

はじめに、この農地等利用の最適化の指針につきましては、農業委員会法の改正により、農地等利用の最適化の推進が農業委員会の必須事務となり、同法により農業委員会でこの指針を定めるよう努めなければならないとされています。

また、この指針を策定するときには、農地利用最適化推進委員の意見を聴かなければならないとされ、今月12日に開催された推進委員会において、ご意見を頂き、本日、総合農政検討委員会でこの意見を踏まえ、ご審議頂きましたことから、本日の総会に上程するものであります。

次に、皆様のお手元に配布させていただきました資料の中で「流山市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針(案)」を朗読させていただきたいと思っておりますので、資料をご覧いただきたいと思っております。

(朗読)

指針(案)のご説明につきましては、以上です。

よろしくお願い申し上げます。

水代議長 以上をもって、議案の朗読が終わりました。

本案について、総合農政検討委員会副委員長から報告を求めます。

小倉副委員長。

小倉副委員長 本日、委員長が急病により欠席のため、私が代わりまして、ご報告いたします。

議案第59号「流山市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針について」ご報告いたします。

本案につきましては、総合農政検討委員会を先月と今月、総会開催前、委員全員のご出席をいただき、検討を行ってまいりました。

今回の指針につきましては、農業委員会法の改正により、「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として位置づけられ、農業委員と農地利用最適化推進委員が連携し、この農地等利用の最適化を一体的に進めるため、農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を定めるものであります。

具体的には、第1として「基本的な考え方」、第2として、「遊休農地の発生防止・解消」、「担い手への農地利用の集積・集約化」、「新規参入の促進」について、具体的な目標と推進方法について、定めるものであります。

この指針の作成に当たり、事務局からの原案をもとに、作成してまいりました。

その結果、それぞれの数値目標及び推進方法等については、別紙のとおりとなり

ました。

以上で、総合農政検討委員会における報告を終わらせていただきます。

よろしくお願いいいたします。

水代議長 続きまして、農地利用最適化推進委員会委員長から、報告を求めます。

小林委員長。

小林委員長 はじめに、去る10月12日に開催いたしました推進委員会において、委員長に 私、小林が、副委員長に秋元推進委員が選出されましたので、ご報告いたします。

それでは、議案第59号「流山市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針について」ご報告いたします。

内容につきましては、先ほど総合農政検討委員会小倉副委員長から報告がございましたことから、割愛させていただきます。

この指針(案)について、去る10月12日に開催された推進委員会において、推進委員全員の出席により審議いたしましたところ、「担い手への農地利用集積の関係につきましては、市内の農家は小規模な農家が多く、新川耕地の田においては、平均面積が1反で農地が分散しており、担い手への農地利用集積は難しいのではないか」、「新規参入の促進に関しては、農業大学校などに働きかけを行う」といった意見がありましたが、目標数値及び文言等は、全会一致で案のとおりとすることで、結論に達しました。

以上でございます。よろしくご審議をお願い申し上げます。

水代議長 これをもって、各委員会の報告を終わります。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

水代議長 指針案の新規参入の促進目標の現状(平成29年4月)が、0.1haとなっておりますが、最低0.3haの基準ではなかったですか。

秋元次長 この実績値は、隣接する野田市の農地と併せて認定された流山市分の実績値を指しておりまして、3年後の目標は、3人で0.7haとしたものです。

水代議長 わかりました。他に質疑をお持ちの方は、いますか。

(異議なしの声あり)

水代議長 異議なしと認め、質疑を終結いたします。これより採決を行います。

議案第59号について、原案のとおり、策定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。

よって議案第59号については、原案のとおり策定することに決定いたしました。

ありがとうございました。

水代議長 次に、報告第25号「専決事項の報告について」報告を求めます。

秋元次長。

秋元次長 議案書の9ページをご覧ください。

報告第25号

専決処理の報告について

流山市農業委員会事務局規程第7条第1項の規定により、次のとおり専決処理したので、同条第2項の規定により報告する。

平成29年10月27日報告

この専決処理の報告についてですが、事務局長は、農地法第3条の3第1項、第4条第1項第7号及び第5条第1項第6号の届出について、専決することができるかと規定されております。

また、農業委員会事務局規程により、前項に規定する事項を専決したときは、次回の農業委員会総会に報告しなければならないと規定されており、毎月、総会のなかでご報告をさせていただいているものです。

それでは、1の農地法第3条の3第1項の規定による届出について、ご報告いたします。

今月の農地法第3条の届出の報告は、2件、7筆4,660平方メートルであります。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

続きまして、議案書の10ページをお開きください。

2の農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、ご報告いたします。

今月の農地法第4条の届出の報告は、3件、7筆 2,364.84平方メートル。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

続きまして、3の農地法第5条第1項第6号の規定による届出です。

今月の農地法第5条の届出のご報告は47件、456筆、216,717.93平方メートルであります。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

続きまして、議案書の11ページをご覧ください。

今月ご報告の農地法第4条・第5条届出の集計表を記載しております。

第4条につきましては、住宅用地が1件、その他の建物施設用地が2件の計3件の届出がありました。

今月の4条届出の合計は、以上3件、合計面積は2,364.84平方メートルでした。

第5条につきましては、マンションの区分所有を除く住宅用地が29件、マンションの区分所有が15件、道水道用地が2件、その他建物施設用地が1件の計47件の届出がありました。

今月の5条届出の合計は、以上47件、合計面積は216,717.93平方メートルでした。

今月の専決処理のご報告は、以上です。よろしくお願ひ申し上げます。

水代議長 ただいま報告がありました。ご質問、ご意見がございましたら承ります。

(なしの声あり)

○水代議長 特にないようですので、次に進みます。

○水代議長 以上をもって、本日の定例総会に付議されました案件は、すべて議了いたしました。

これをもって、平成29年第11回流山市農業委員会総会を終了いたします。  
慎重審議をいただきありがとうございました。

△閉会 午後4時28分

この議事録は、真正であることを認めて署名する。

平成29年10月27日

流山市農業委員会会長

水代啓司

流山市農業委員会委員

岡田長政

流山市農業委員会委員

染谷一嘉